

令和8年度 公益財団法人日本教育公務員弘済会 給付奨学生の追加募集について

《提出書類》

1. 給付奨学生申請書
2. 給付奨学金銀行振込依頼書
3. 通帳のコピー（金融機関名と学生本人の名義、口座番号がわかる部分）
4. 令和7年度（令和6年の所得にかかるもの）において、保護者等全員が都道府県民税所得割額および市町村民税所得割額非課税であることを証明する書類（課税証明書等）
※課税証明書等の対象年度にご注意ください。
※父母がいる世帯は父母2名分、ひとり親家庭の場合は親権者1名分を提出してください。
※控除対象配偶者である等の理由により所得の申告を行っていない保護者等がいる場合は、市町村役場の窓口で申告の上、都道府県民税所得割額及び市町村民税所得割額の状況がわかる証明書類の発行を受けてから提出してください。
5. 基準日（令和8年4月1日）において生活保護法による生業扶助を受給していることを証明する書類（生業扶助（高等学校等就学費）受給証明書等）

※ 4・5はいずれかをご提出ください。

《提出期限》

令和8年6月4日(木)

※ 希望する学生は、1・2の様式をお渡ししますので、提出期限に間に合うよう学生係まで申し出てください。

《提出先》

米子高専学生課学生係（TEL. 0859-24-5023）

《概要》

(1) 応募資格

本科2年生のうち、修学意欲がありながら、学費の支払いが特に困難と認められる者。

- ・保護者全員分の令和7年度の道府県民税所得割及び市町村民税所得割が非課税の世帯または生活保護の生業扶助（高等学校等就学費）受給世帯

(2) 推薦可能人数・採用人数

推薦可能人数： 本科2年生より1名
採用人数： 県内で90名程度

(3) 給付額

1人10万円（予定）

(4) 給付方法

奨学金は、学校にて目録が手交され、その後、弘済会より本人名義の口座に振り込まれます。

(5) その他

- ・本奨学金は給付型（返還を要しない）です。また、本奨学金の受給は在学中一度限りです。
- ・贈呈式（目録贈呈）が所属学校で開催される予定です。奨学生は必ず出席してください。可能な限り保護者の方もご出席をお願いします。
- ・奨学生は、給付年度に成果報告書を弘済会に提出します。
- ・成績により選考を行い、推薦者を決定します。